介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	長野市地域包括支援センター若槻ホーム
所在地	長野市上野1丁目1462-1
連絡先	TEL: 0 2 6 - 2 9 6 - 3 3 0 3 FAX: 0 2 6 - 2 6 2 - 1 8 2 8
管理者	
営業日	月曜日~金曜日(祝日、12月29日~1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分~午後5時30分まで
サービス提供実施地域	若槻地区

2 当事業所の法人概要

法人名	社会福祉法人 若槻ホーム
所在地	長野市田中1464-1
連絡先(代表)	社会福祉法人 若槻ホーム TEL: 026-251-3500 FAX: 026-295-3400
代表者	理事長 太田 哲郎

3 職員の職種、職務内容

職種	職務内容		
社会福祉士等	総合相談支援・権利擁護・サービス計画等作成業務		
主任介護支援専門員	包括的継続的ケアマネジメント・サービス計画等作 成業務		
保健師・看護師	介護予防ケアマネジメント・サービス計画等作成業務		
介護支援専門員	総合相談支援・サービス計画等作成業務		

4 事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供いたします。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当っては、利用者の意思及び 人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等 が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないように、公平中立 に行います。

事業の運営に当っては、長野市、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

5 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

契約書本文第4条~第7条、14条に定める介護予防支援の内容は次のとおりです。

1 利用者のお宅を訪問、又は用者やご家族に血接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自信組辺地域における指定者があります。 4 クアプランの作成 (契約書第4条1号) (契約書第4条2号) (契約書第4条3号) (契約書第4条3号) (契約書第4条5号) (契約書5号) (契約書5号) (契約書5号) (契約書5号) (契約書5号) (支約書5号) (内容	
● 体の連携・主治の医師 (契約書第4条1号) ● 経験と収集し、解決すべき問題を把機します。 2 自宅周辺地域における指定介護予助サービス事業者を2の内内容、利用科等中では報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選手のでの保護を2を違り込んだ介護・予防サービス・支援計画 は100円 では、200円 では、20	27 谷	
● 中の一型の主動の主義の理解を表する。 ● 中の一型の主動の主義の主義の主義を表す。 ● サービス事業者等との連続を表す。 ● サービス事業者等との連続を表す。 ● サービス事業者等との連絡性失致の主対。 ● サービス事業者等との連絡を表す。 ● サービス事業者等との連絡性失致の主対。 「大力でランの原案に依徴付けた指定サービス学について、保険給付の対象とならない・カービス・支援計画者(以下「ケアブラン」という。)の原案を作成します。 4 ケアブランの原案に依徴付けた指定サービス学について、保険給付の対象とならない・カービス・対象をとならない・カービス・対象をとならない・カービス・自己負担を区分して、それぞれ種類、内含信います。 ● サービス事業が表現で、クアブランの原案は、利用者から文書による言うを得ます。 ● サービス事施状況の担慮・ケアブランの原案は、利用者から文書による。 ● サービス事施状況の担慮・ケアブランの原案は、利用者をその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行います。 1 カービス事施状況の担慮・ケアブランの自標に答って、実施状況の担害に対します。 ● サービス事施状況の担慮・ケアブランの自体に答って、実施状況の担害に対します。 1 カービス事施状況の担害・ケアブランの作成後、その内容に基づい、利用者の理解を行い、利用者の出産に対すした。 ● ための連携・主治の医師・対した、長野原国民健康保険団動者による会利用していない場合は、人長野原国民健康保険団動者による人籍付替理を行うとともに、毎月会に提出します。また、は一般の医が場合は、利用者の医師等との定義と図ります。 ● 相談・説明 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●サービスを提供するうえで書きの選択を求めます。 3 提供するサービスを得性するうえで書きの深族に設明、大変学があります。 4 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、表示を追した方で、アンブランの原案に位置付けた指定サービスを提供されるようの原案を作成します。 4 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象とをならないサービスと対象とならな客、います。 5 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象とをならないサービスと対象を認定した。 方で、必要があれば変更を行いれ利用者やその家族と認識したうえで、必要があれば変更を行いれ利用者を表して、選挙を得ます。 ●サービス事業者等との連携を表して、ので表示を表して、利用者を表して、対の犯力をといるとので、対の犯力を対し、利用者を表し、サービスの原案に位置を行います。 5 ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ●サービス実施状況の把握、アブランの目標に沿ってサービス事業者の偏りがないように調査をの家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握、アブランの目標に沿ってサービスの実施状況の担保をの変して、利用者を表し、対の犯力を対し、利用者の変化等に応じてケアブランの非成後について定期的に評価を行い、利用者の事しします。また、指定の変化等に応じてケアブランの作成後、管理を行うとないに、命令に提出します。また、指定所述をより表した。とも、利用者のに関することは、幅広くご相談に応じます。 ●経験との連携・主治の医師等・ククを表しまり、利用者の医師等とのを対している場合に、利用者の医師等とのを関すす。これに必要な場合は、利用者の医師をといえて、実も治の医師者として、利用者がサービスを利用と関節に基づいて必要な表しくは、連升を開発とし、カーアブランの変更を発している場合、大治を研究には、利用者がサービスを利用を関節に基づいて必要な速絡を行います。を行います。 1 利用者がサービスを利用を関節に基づいて必要な場合には、利用者の体側に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がチアブランの変更を希望した場合とい、主合の対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対		
の内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスが目指標の建成を求めます。 3 提供するサービスが目指標の建成と成の流が、対策・ がサービスを提供するうえでの留成などを変ら込んだ介護・ が助サービスを提供するうえでの留放とならなどを変ら込んだ介護・ が助サービスを提供するうえでの留放とならなどを変ら込んだ介護・ が原素を作成します。 4 ケアブランの原素とならなサービスと対象とならなないサービス(保険給付の対象となるサービスと対象とならならない・ ・ 「人 保険給付の対象となるサービスと対象とならならない・ ・ 「人 保険給付の対象となるサービスと対象とならならない・ ・ 「と 不 の		
●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●サービスを提供する身大の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給行の対象となるサービスと対象となるかない利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を何以します。 ●サービス事業者等との連絡(契約書第4条2号) ●サービス実施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ● 治行管理(契約書第4条4号) ● 治行管理(契約書第4条5号) ● 経験・説明 (契約書第4条6号) ● 医療との連携・主治の医師等(契約書第4条6号) ● 財産管理・権利権護等へのとのとのとのとのといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると		
●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) ●サービスを提供するサービスが目指す目標、目標の違り込んだ介護 万防サービスを提供面書(以下「ケアブラン」という。) の原案を作成します。 4 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス・人間直接制度を発した。 5 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス・人間の原案に、利用者やその家族と協議した。うえで、必要があれば変更を行い利用者があら文書による「う倉を得よす。 1 ケアブランの原案に、利用者やその家族と協議した。同意を得よす。 2 ケアブランの目標に沿ってサービス調整を行います。 2 サービス実施状況の把握・ケアブランの目標に沿ってで地域をその連系者等との連系者等との連系者等との連系者等との連系は、の把握に別の表す。 1 加用者をの家族と連系をとり、サービスの実施状況の把握・ケアブランの目標に沿って定期的に応じてケアプランの組織とます。 2 利用者の家族と連系をとり、サービスの実施状況の把握に別が必要に基づいてセサービスの無が、変更等を行います。 2 利用者の状態について定期的に応じてケアプランの循、変更等を行います。 1 ケアプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用を管理、を持続と関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービス利けに変要を場合は、利用者の定義を得たもに、で変要な場合は、利用者の同意を存た方文で、関連することは、幅広の医師等との連絡を図ります。 2 有機保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に変要を場合している利用に変要な場合は、利用者の医療をとなします。 3 指定分離を引きしては、新の主治の医師等との生命を登している。 指律提供のとよりと表もしましていると、成別和用者がなるとと、、対のと関すが介護を図ります。 ●財産管理・権利権護等への対応のといると、は、利用者がかサービスを利用する際発生とし、第三者の医療を確ります。 1 利用者がかサービスを利用する際発生とし、第三者の医療とな場合には、利用者の依頼に基づいて必要のをであるととも、これの管理をよりに表ものとの対応を表もとしまり、必要を表しているが必要とで、対力が必要とを表しまり、必要を表していまが必要といます。 ●ケアプランの変更(契約書第5条) 1 利用者がケアブランの変更をを発した場合と又は事業名には、利用者の意見を等重して、合意の方え、介護予防・アブランの変更が必要を表した場の意見を等重して、合意の方え、介護予防・アブランの変更が必要を表した場の意見を等重して、合意の方え、介護予防・アブブランの変更のが必要を表しまり、のが必要を表しまり、のが必要を表しまり、のがと対しましましましましましましまします。 1 1 利用者がケアブブランの変更を表しまり、発見を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		
●ケアプランの作成 (契約書第4条1号) 「関係を作成します。 「大アプランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給行の対象となるサービスを表す象とならないサービスを要が多した場合では、表すないと対象となるからないサービス等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 「大アプランの原案は、利用者やその家族と協議したう意を得ます。」 「大アプランの原案は、利用者やその家族と協議したう意を得ます。」 「大アプランの原案は、利用者やその家族と協議したう意を得ます。」 「大アプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護サービス事業者等との連接・(契約書第4条3号) 「対してス実施状況の把握・ケアプランの目標に沿ってサービスの実施状況の把握・ケアプラン等の評価(契約書第4条3号) 「大アプランの作成後、その内容に基づいてサービス和用者の理を行います。」 「対して対したともに、毎月の給料用表の対象となるサービスの実施状況の担性を対象との連接・で、の実施状況の担性を対象との連接・で、の実施状態について定期的に評価を行い、利用者の申し数更等を行います。」 「大アプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用選手の状態について定期のに評価を行い、利用者の静しまず。また、指定企議等予防サービス実施ともに、毎月の給料用要素を保険し、表表の情報と関することは、幅広くご相談に応じます。また、指定の選手を展析とし、第4日により文は大きな表表によるのに対し、大アプランの作成時(文は変更等)やサービスの利用でに必要を場合と、表表のに対し、大アプランの作成時(文は変更等)やサービスの利用であると表のに対し、大アプラーを表ののと関すすると表表のに対し、カアプラーを表表のとともに、ならた相手に対し、ケアプラーを表のと表表のに対し、カアプラーを表のあるとともに、ならた相手に対し、ケアプラーを表のあるとともに、ならた相手に対し、ケアプラーを表ものと認めるときに、主治の経過を対しては青科医師の表えを表表しまら、利用者がサービスを利用する際定と等に、方の管理な場合には、利用者の反と等に、計りの対理や権利権機能について問題が発生と、第三者のが選をといます。「利用者がケアプランの変更を発望した場合又は事業者に対します。」 「利用者がケアプランの変更を発望した場合又は事業者が介護するの管理な場合には、利用者の原見を等した場合又は事業者が介護するの管理とを導して、合意のうえ、介護で助サービス等の変更が必要と判断した場合では、利用者の意見を尊して、合意のうえ、介護で助サービス等の意見と等して、全様の意見を導して、合意のうえ、介護でありまり、介護でありまり、介護でありまり、介護によりに対します。 「利用者がケアプランの変更が必要して、場合では対した場合では対して必要していると表もに、対していると表もに、対していると表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、表もに、		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
●ケアブランの作成 (契約書第4条1号) 「契約書第4条1号) 「大アブランの原案に作成しすす。 「大アブランの原案に作成しているの原案に作成した対象とならないサービス等の原案を作成します。 「大アブランの原案に、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行いれます。 「大アブランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行いれます。 「大アブランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行いれます。 「大アブランの自標に沿ってサービスが提供されるよう発護を得よる。」 「大アブランでの評価(契約書第4条3号) 「大田蔵・説明 (契約書第4条4号) 「経験者・主命の医師等のの連携・主命の医師等のに対します。」 「大田蔵・説明 (契約書第4条6号) 「大田蔵・説明 (契約書第4条6号) 「大田蔵・説明 (契約書第4条6号) 「大田蔵・記明 (支) は (基) は (基		
の原案を作成します。 4 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を同詞にます。 5 ケアブランの原案は、利用者やその家族と協議したう意を得ます。 6 サービス事業者等との連携・実行の対象とをあるない。カケアブランの原案は、利用者やその家族と協議したう意を得ます。 7 ケアブランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡間整を行います。 1	●ケアプランの作成	
4 ケアブランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の教象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種談し内容、利用料等を利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 ●サービス事業者等との連続(契約書第4条2号) ●サービス実施状況の把提・ケアブランの再標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 サービス関施状況の把握・ケアブランの作成後、その内容に基づいてサービスの実施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ● 給付管理(契約書第4条3号) ● 船前管理(契約書第4条5号) ● 和談・説明(契約書第4条5号) ・ 体験の連絡(契約書第4条6号) ・ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ・ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ・ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ・ 体験の連絡(契約書第4条6号) ・ 大アブランの作成後、その内容に基づいてサービス利用時に必要な場合に、制用者の同意を得たうえで、関連するとともに、相談に応じます。 ・ 体験との連携・主治の医師等への連絡の関連するとともに、利用者の同意を得たうえで、対力のと、実施機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 ・ カアブランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、対力に応じます。 ・ は一体を受な場合は、利用者の同意を得たうえで、水力に必要な場合は、利用者の意見を変すいる場合、主治の医師が可以を有望して、も場合、必要と認めるときまに、対力に対すると、必要と認めるとは、対力に対すると、必要と配が占しては音楽をの同意的に提供します。 ・ 財産管理・権利擁護・ウロ・カービスを利用者の優別に基別師に提供します。 ・ 財産管理・権利擁護について問題が発生します。 ・ 対用者がサービスを利用者の優別に基づいて必要な連絡を行います。 ・ 対用者がサービスを利用者の機関に基づいて必要な連絡を行います。 ・ 対用者がサービスを利用者の機関に基づいて必要な連絡を行います。 ・ 対用者がサービスを利用者の機関に基づいて必要な連絡を行います。		
で、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービスを利用者をその家族に説明し、その意見を何います。		1, , ,
##等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。		
● サービス事業者等との連絡機(契約書第4条2号) ● サービス実施状況の把提・ケアブランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護を得ます。 ● サービス実施状況の把提・ケアブランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護の経験を行います。 ● サービス実施状況の把提・ケアブランの音響を全り、サービスの実施状況の把握に努めます。 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアブランの相用を介護でいます。 1 ケアブランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の結出します。また、指定介護予防サービス事業者を長野市へ提出します。また、指定介護予防サービス事業者によるサービします。また、指定介護予防サービスの利用時に必要な場合は、利用者の医師等との連絡を行いまるサービスの利用にで必要な場合は、利用者の医師等との連絡を関すするとともに、第月の結出します。 ● 相談・説明(契約書第4条5号) ● 相談・説明(契約書第4条6号) ● 性療との連絡・主治の医師等への連絡を行ります。 1 ケアブランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合には、利用者の医師等との連携を図りている場で、対別者が医療や利用者の同意を得たうえで、関連する医療と認めるとさらに、水のと関すがより、カービスを利用者の意見を求めるとともに、水のと相手に対し、ケアブランを行します。 3 指定介護予防サービスの利用を高量している場で、必要と認めまります。 ● 財産管理・権利摊護令の対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利摊護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ■ 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号)		ービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利
●サービス事業者等との連絡 ●サービス事業者等との連絡 ●サービス事業者等との連絡 ● サービス事業者等との連絡 ● サービス東施状況の把 型・ケアブランの目標に沿ってサービスが提供されるよう 介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 サービス別用するにあたり、サービス事業者の偏りが ないように調整します。 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の 申し出により又は状態の変化等に応じてケアブランの評価 (契約書第4条3号) ● 給付管理 (契約書第4条4号) ● 相談・説明 (契約書第4条5号) ● 相談・説明 (契約書第4条6号) ● 「契約書第4条6号) ● 「と変をの連携・主治の医師等への連絡 「実施保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアブランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、実績機関や利用者の医師等との連携を違うたうえで、関連する医療機関や利用者の医師等との連携を違している場合をの他必要な場合は、利用者の医師を得たうえで、関連するともに、求めた相手に対し、ケアブランを交付します。 1 ケアブランの作成時(又は変更時)やサービスの利用を高望している場合を他必要な場合は、利用者の医師を得たうえで、関連するともに、求めた相手に対し、ケアブランを交付します。 2 利用者が医療サービスの利用を高望している場合を他必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、ま治の医師又は歯科医師の直見を求めるときもに、求めた相手に対し、ケアブランを変けします。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者の機のに基づいて、単合での他必要と認めるときもに、求めた相手に対し、ケアブランを変けした場合には、利用者の対応で基づいます。 1 利用者がサービス等の変更を希望した場合又は事業者が分割を行います。 1 利用者がケアブランの変更を希望した場合又は事業者が介護を得ち条) 1 利用者の意見を奪重して、急高のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を奪重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を奪重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用者の意見を奪重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用者の意見を奪重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用者の意見を奪重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合を行います。		用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺いま
●サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供(契約書第4条2号) ●サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供(契約書第4条2号) ●サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価(契約書第4条3号) ●給付管理(契約書第4条4号) ●給付管理(契約書第4条4号) ●給付管理(契約書第4条5号) ● 相談・説明(契約書第4条5号) ● 相談・説明(契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への連絡(契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 大アプランの変更(契約書第5条) ■ ケアプランの変更(契約書第5条)		す。
●サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供(契約書第4条2号) ●サービス実施状況の把握に努めます。 ●サービス実施状況の把握・努力でプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用者の理察を行います。 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の中し出により又は状態の変化等に応じてケアブランの解析、変更等を行います。 1 介アブランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理の設約書第4条4号) ●給付管理(契約書第4条5号) ●相談・説明(契約書第4条5号) 「カー酸保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。とも、網用者の同意を得たうえで、関連するとの連携を図ります。 1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 ● 相談・説明(契約書第4条6号) 「カー酸保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。」 「カー酸保験や利用者の定意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。」 1 か一度療な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用を療すービスの利用の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の経動をを行います。 2 利用者が多に対し、ケアブランを交付します。 ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「利用者がサービスを利用する際に、その所有者の財産の管理を行います。」 「利用者がサービス等の変更が必要と判断した場合に、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の方え、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の方式、介護予防・サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を容量しているの意見を変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を容量しているの意見を発見しているの意見を表しているの表しないるの表しているのもの表しているの表しているのものものもの表しているのものもの表しているの表しているのもの表しているの表しているの表しているのもの表しているのものもの表しているのものものものものもの表しているのものものものものものものものものものものものも		5 ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したう
●サービス事業者等との連絡機(契約書第4条2号) ●サービス実施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ● サービス実施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ● 給付管理(契約書第4条3号) ● 給付管理(契約書第4条4号) ● 給付管理(契約書第4条4号) ● 給付管理(契約書第4条6号) ● 相談・説明(契約書第4条6号) ● 相談・説明(契約書第4条6号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号)		えで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同
● 野産管理・権利擁護等への連絡(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号)		·= - · · · · ·
 絡調整・便宜の提供(契約書第4条2号) ●サービス東施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の担握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアブランの評価、変更等を行います。 1 かアブランの作成後、その内容に基づいてサービス利用薬・提供薬による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理要を行うとともに、毎月の給付管理表す。 ●相談・説明(契約書第4条4号) ●相談・説明(契約書第4条5号) 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じまず。 2 利用者が医療や介護に関することは、幅広くご相談に応じまず。 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じまず。 1 か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じまず。 2 利用者が原理の解析者望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、非治の医師又は歯科医師の意を得たうえで、求治の医師者しては動料を対し、アブランを付します。 3 指定供を受けたときその他必要と認めるとともに、必要と認める情報を、利用者の意見を導力の言意を得たうえで、主治の医師者しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 1 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がケアブランの変更を希望した場合又は事業者が発きがサービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防・サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防・サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を導入によりに関するとは、対域に対しませないよりによりに対しませないよりに対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	●サービス事業者等との連	
●サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価(契約書第4条3号) ● サービス実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の事し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。 ● 給付管理(契約書第4条4号) ● 給付管理(契約書第4条4号) ● 相談・説明(契約書第4条5号) ■ 相談・説明(契約書第4条5号) ■ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ■ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ■ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ■ 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ■ 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ■ 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ■ 財産管理・権利権護等への対応(契約書第4条7号)		
 ●サービス実施状況の把握・ケアブラン等の評価(契約書第4条3号) ●給付管理(契約書第4条4号) ●給付管理(契約書第4条4号) ●相談・説明(契約書第4条5号) ●相談・説明(契約書第4条5号) ● 性談・説明(契約書第4条6号) ● 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ● 医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● ケアブランの変更(契約書第5条) 1 利用者がケアブランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスを更終に提供します。 1 利用者がケアブランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスを更終に提供します。 1 利用者がケアブランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスを要と判断した場合には、利用者の信息を対した場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 	(契約書第4条2号)	
 ●サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価(契約書第4条3号) ② 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。 1 ケアプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。 ●相談・説明(契約書第4条5号) 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の言意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者要なな場合には、利用者を高意をしている場合をの他必要な場合には、利用者を高意を得たうえで、求治の医師工はは「大力アプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係るともに、がアプランを交付しまっ。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ●ケアプランの変更(契約書第5条) 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が、護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を導工を表しまする。 		
提・ケアブラン等の評価 (契約書第4条3号) ■ 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の 申し出により又は状態の変化等に応じてケアブランの評価、変更等を行います。 1 ケアブランの作成後、その内容に基づいてサービス利		
●給付管理 (契約書第4条3号) ●給付管理 (契約書第4条4号) ●給付管理 (契約書第4条4号) ●相談・説明 (契約書第4条5号) ●相談・説明 (契約書第4条5号) ● 相談・説明 (契約書第4条5号) 「力護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。また、指定介護予防サービスの利用時に必要な場合は、実績報告書を長野市へ提出します。 「力護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 「力護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。」 「か護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。」 「力護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。」 「カアブランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求治の医師若しくは歯科医師の言えを得たうえで、対情報提供を受けたときその他必要を認める情報を受けたときその他必要を認める情報と受けたときその他必要を認めるときは、必要な場合を関するときは、主命の方式、利用者の対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。		
● 総付管理 (契約書第4条4号) ● 相談・説明 (契約書第4条6号) ● 佐療との連携・主治の医師等への連絡 (契約書第4条6号) ● 医療との連絡 (契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号)		
●給付管理 (契約書第4条4号) ●相談・説明 (契約書第4条5号) ●相談・説明 (契約書第4条6号) ●医療との連携・主治の医師等への連絡 (契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ●財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 大アプランの変更 (契約書第5条)	(笑約書弟4余3万)	
●給付管理 (契約書第4条4号) ●相談・説明 (契約書第4条5号) ●相談・説明 (契約書第4条6号) ●医療との連携・主治の医師等への連絡 (契約書第4条6号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ●財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 財産管理・権利擁護等への対応 (契約書第4条7号) ● 大アプランの変更 (契約書第5条) 用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。また、指定介護予防サービス事業者等よいこので提出します。 用書が医療サービスの利用を希望している場合をの連携を図ります。ともに、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。ともに必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。また、指定介護予防サービスの利用時に必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の信意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の言意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の言意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。また、指定介護では、利用者の情報を開立に表現している場合を表現したときるの他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の協和に提供します。の管理を権利権護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 ●ケアプランの変更の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要ともないます。		
●給付管理 (契約書第4条4号) 管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。 ●相談・説明 (契約書第4条5号) 1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の三治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 1 利用者がサービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他の可意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいは、対しないといいないは、対しないといいは、対しないは、対しないといいは、対しないは、対しないといいは、対しないは、対しないといいは、対しないといいは、対しないないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対し		
(契約書第4条4号) □ はます。また、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を長野市へ提出します。 □ 相談・説明 (契約書第4条5号) □ か	●於什等理	
●相談・説明 (契約書第4条5号) 1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、東治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第5条) 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスを利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の方式、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対しないます。		
●相談・説明 (契約書第4条5号) 1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるとさは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の表しないます。		
●相談・説明 (契約書第4条5号) 1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を導動して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対している。		
(契約書第4条5号) す。 1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、主治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 1 利用者がサービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を導動して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要した場合には、利用者の意見を対している。	●相談・説明	7 9
1 ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、主治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ■ ケアプランの変更(契約書第5条) 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の方え、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の方え、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の方え、介護予防サービス等の方え、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、介護予防サービス等の方法、対している場合には、利用者の意見を対している場合に対している。		7
 療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、主治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を導動して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用者が大力を対している。 		
●医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) 「製約書第4条6号) 「製約書第4条6号) 「製約書第4条6号) 「製約書第4条6号) 「関がでしたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 「財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「製約書第4条7号) 「関がでする関連を権利権では、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 「利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と対した場合には、利用を対した場合には、利用者の意見を対した場合には、対しための表もは、対しためのの表もは、対しためのの表もは、対しためのの表もは、対しための表もは、対しためのの表もは、対しためのの表もは、対しためのの表もは、対しためのの表もは、対しためののの表もは、対しためののののの表もは、対しためのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医
 ●医療との連携・主治の医師等への連絡(契約書第4条6号) ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ●ケアプランの変更(契約書第5条) その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合にない利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合にない利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合にない利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合にない利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合にない。 		療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。
等への連絡 (契約書第4条6号) 主治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) ■ケアプランの変更(契約書第5条) 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に		2 利用者が医療サービスの利用を希望している場合
(契約書第4条6号) めた相手に対し、ケアプランを交付します。 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に		
3 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「契約書第4条7号) 「利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 「利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に	(契約書第4条6号)	
要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「契約書第4条7号) 「利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 「利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に		
の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 ●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 「契約書第4条7号) 「利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 「利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に		
●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号) 1 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス		
●財産管理・権利擁護等への対応(契約書第4条7号)の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー		
が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー	●財産管理・権利擁護等へ	
(契約書第4条7号) を行います。 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー	. • . –	
1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者 ●ケアプランの変更 (契約書第5条) 1 利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者 が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に は、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー	(契約書第4条7号)	
●ケアプランの変更 (契約書第5条) が介護予防サービス等の変更が必要と判断した場合に は、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(契約書第5条) は、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サー	●ケアプランの変更	
	-	
	() - () - () ()	

●要介護認定等にかかる申	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定 (以下、「要介護認定等」という。)の申請に必要な協力を
請の援助	行います。
(契約書第6条)	2 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要介
	護認定等の更新申請に必要な協力を行います。
	1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の
●サービス提供記録の閲	交付を受けることができます。
覧・交付	2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の
(契約書第7条)	ケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受け
	ることができます。
●なて中立の原則	1 利用者やその家族は、居宅サービス事業所について複
●公正中立の原則	数の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位
(契約書第14条)	置付けた理由を求めることができます。

6 介護予防支援に係る料金

契約書本文第8条に定める介護予防支援に要する費用は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)に基づき下記の額とします。ただし、今後、介護保険法及び上記基準に変更があった場合は、変更以降の介護予防支援に要する費用は、変更後の算定による額とし、文書にて通知します。

	単位	1 単位	金額
介護予防支援費 (1ヵ月あたり)	442 単位	10.21	4,512円
初回加算 * 1	300 単位		3,063 円
委託連携加算 * 2	300 単位		3,063 円

- *1)新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算
- *2)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援セターが委託する個々のケア プランについて、居宅介護支援事業者との情報連携をした場合の加算

7 契約の終了と更新について

契約の有効期間については、有効期限開始日から支援計画の終了日としますが、契約期間中に利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない場合には、継続して次の支援計画の期間この契約を自動更新させていただきます。以後の更新時についても同様とさせていただきます。この契約の解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日前までに事業所へ申し出てください。希望する日をもって契約を解約することができます。ただし、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに契約を解約することができます。

また、利用者又はその家族等が、事業者及びケアマネジャー等に対して名誉を毀損する・暴行を働く等の、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、事業者から利用者へ文書で通知することにより直ちに契約を解約することができることとします。

8 担当職員の変更について

担当職員の変更を希望する場合は、相談窓口までご連絡ください。

9 入院時における連絡について

入院時には入院先医療機関へ「ケアマネジャーの氏名、連絡先」を伝えてください。

10 虐待防止のための措置に関する事項

以下を徹底し、高齢者虐待の発生・再発防止に努めます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会・職員研修の定期的な開催とともに その結果の従業員への周知徹底
- ・指針の整備
- ・担当者の配置

11 感染症予防及びまん延の防止のための措置に関する事項

以下を徹底し、感染症が発生し、又はまん延しないように努めます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会・ 職員研修及び訓練の定期的な開催とともにその結果の従業員への周知徹底
- ・ 指針の整備
- ・担当者の配置

12 身体拘束等の適正化のための措置に関する事項

以下を徹底し、身体拘束等の適正化に努めます。

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」 という)を行わない。
- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 業務継続計画 (BCP) に関する事項

以下を徹底し、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する予防介護支援及び予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開ができるように努めます。

- ・職員に対し、業務継続計画について必要な研修及び訓練の定期的な開催とともに その結果の従業員への周知徹底
- ・定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直し
- ・担当者の配置

14 事故発生時の対策について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び対応状況を正確に把握して、記録します。

利用者に対する介護予防及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

●当事業所の苦情相談窓口

長野市地域包括支援センター 若槻ホーム 電話番号:026-296-3303 受付時間:(平日)午前8時30分~午後5時30分

●介護保険及び総合事業の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

長野市保健福祉部
地域包括ケア推進課電話番号:026-224-7935
受付時間:(平日)午前8時30分~午後5時15分長野県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情処理係電話番号:026-238-1580
受付時間:(平日)午前9時00分~午後5時00分